

浜健障第113号
令和2年4月22日

市内障害福祉サービス事業所 様

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

障害福祉サービスにおける飲食店の休業要請について

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市は、令和2年4月21日に「浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、本部長より、「3つの密」が揃いやすい食堂、レストラン、喫茶店等の飲食店等に対し休業を要請いたしました。

なお、休業要請にご協力いただける市内中小事業者には、1事業者あたり50万円、複数店舗を運営する事業者には100万円の協力金を支給することになりました。

(報道発表資料「浜松市の休業要請に基づく協力金の支給について」参照)

つきましては、障害福祉サービス事業所において食堂、レストラン、喫茶店等を運営している事業者についても要件に該当する場合は、この協力金の対象となりますので、本要請へのご協力をお願いいたします。

記

1 協力金について

報道発表資料「浜松市の休業要請に基づく協力金の支給について」をご確認ください。

なお、浜松市ホームページ（「休業要請」で検索）にも案内が掲載されています。

2 注意事項

休業する場合には、相談支援事業所等の関係機関と調整のうえ、利用者に必要な支援が提供されるようお願いいたします。

【連絡先】

浜松市障害保健福祉課 指導グループ

電話457-2860